

【中国】映画産業促進法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2016年11月7日に制定された映画産業促進法は、映画産業活性化のための規制緩和、映画市場の秩序維持、映画製作や作品内容に対する法的規制等について定めている。

1 背景と経緯

中国の映画産業は、今世紀に入り政府による振興策の下で著しい成長を遂げている。今世紀初めと2015年の統計を比較すると、年間映画製作本数は約100本から686本へ、年間興行収入は約10億元（注1）から440億元（うち国産映画271億元、外国映画169億元）へ、国内のスクリーン数は約2,000から31,600へといずれも大幅に増加した。

映画関連の立法としては、1996年に映画製作の管理監督や映画産業の振興を目的として、映画管理条例（全64か条）が制定されている。同条例は、2002年、規制緩和による映画産業の活性化を目指す政府の方針を踏まえて改正され、全68か条となった。翌2003年には、立法レベルを一段高めて映画産業促進法を制定するための検討も始まった。中国政府は近年、世界への文化的発信強化のための「ソフトパワー」戦略を打ち出し、映画産業をその重点の1つと位置付けている。その一方、映画産業は急成長の陰で俗悪な作品の増加、チケット売上げ水増し等の不正行為を始め新たな課題にも直面している。映画産業促進法には、これらの課題に十分に対応し得る実効性も期待されていた。

12年に及ぶ検討を経て取りまとめられた映画産業促進法案は、2015年10月、全国人民代表大会常務委員会での審議が開始された。当初の法案は全58か条であったが、第1回審議とその後の意見公募の結果を踏まえ、業界倫理、規制緩和、市場秩序等に関して10か条以上が修正され、2か条追加されて全60か条となった。法案は2016年8月の第2回審議の後にも意見公募に付され、罰則規定の強化等の修正を経て、同年10～11月の第3回審議の後、11月7日に可決、成立し、同日公布された（2017年3月1日施行）（注2）。

2 法律の主な内容

(1) 立法目的

映画産業の健全な繁栄発展の促進、社会主義の核心的価値観の伝播、映画市場秩序の規範確立、国民の精神文化生活の充実を目的とする（第1条）。

(2) 適用範囲

中国国内における映画（フィルム又はデジタル媒体に記録された映像作品で、国の定める技術基準に適合し、映画館等で公開されるもの）の製作、撮影、配給、上映等の活動（以下「映画活動」）に対してこの法律が適用される（第2条）。

(3) 基本原則

映画活動に従事するときは、社会的利益を優先した上で、経済的利益も同時に実現できるよう努めなければならない（第3条）。国は、映画の創作の自由を尊重及び保障し（第4

条)、映画産業を国の経済発展計画に必ず組み入れ、オープンで公平な競争が行われる映画市場を整備するための施策を講じる(第5条)。

(4) 国と地方政府の権限

中央政府の映画主管部門は全国の映画行政に責任を負い、県級以上の地方政府の映画主管部門は当該行政区域内の映画行政に責任を負う(第8条)。

(5) 知的財産権

いかなる組織及び個人も映画関連の知的財産権を侵害してはならず、県級以上の地方政府の知的財産権担当部門は、映画関連の知的財産権を保護し、その侵害行為を法に基づいて取り締まらなければならない(第7条)。

(6) 業界倫理

映画業界団体は、法に基づき業界倫理規範を制定し、俳優、映画監督等の映画活動従事者は、法と道徳を守り、良好な社会イメージの形成に努めなければならない(第9条)。

(7) 映画の内容

映画を製作しようとする法人その他の組織は、映画脚本の梗概を国務院又は省級地方政府の映画主管部門に届け出なければならない、脚本の内容が重大な題材又は国の安全、外交、民族、宗教、軍事等の題材に関係する場合は、国の関係規定に基づき脚本を審査のため提出しなければならない(第13条)。映画は、国の主権や安全、民族感情や文化的伝統、社会の道徳や秩序、未成年者の心身の健康、他人のプライバシー等に有害な内容を含むものであってはならない(第16条)。

(8) 映画の審査

完成した映画は、中央又は省級地方政府の映画主管部門に審査のため提出し、当該部門は、公開された審査基準・手続に基づき、審査申請を受理した日から30日以内に結論を下さなければならない(第17条)。審査においては、5名以上の専門家による評価を実施した上で、その評価結果を審査の結論の重要な根拠としなければならない、映画製作者がその評価結果に異議を唱えた場合は、専門家による評価をやり直すことができる(第18条)。

(9) 映画の普及と弱者支援

国は、農村地域での映画上映への財政支援を強化し、政府出資により農村映画公益上映サービスネットワークを構築する(第27条)。関係行政機関は、義務教育学校における無料映画鑑賞会、社会的弱者に対する優待等のために必要な施策を講じる(第28条)。

(10) 国内映画の上映割合

映画館は、国内の法人その他の組織が製作した映画について、上映回数及びその時間帯に関する合理的な配慮を行わなければならない、かつ、その上映時間は総上映時間の3分の2を下回ってはならない(第29条)。

注(インターネット情報は2016年12月13日現在である。)

(1) 1元は約15.4円(平成28年12月分報告省令レート)。

(2) 「中华人民共和国电影产业促进法」中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-11/07/content_2001625.htm>